

美波町

ぬくもりハートプラン

第3次

第6期

第2期

障がい者計画

障がい福祉計画

障がい児福祉計画



令和3年3月
美波町

〔目 次〕

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	3
第2節 計画の性格	7
第3節 計画の策定方法	9
第4節 基本的な考え方	11
第2章 障がい者計画	13
第1節 共に暮らしていく「心」をつくる	15
第2節 自立する「基盤」をつくる	23
第3節 自分らしく過ごす「毎日」をつくる	34
第4節 暮らしやすい「環境」をつくる	45
第3章 障がい福祉計画	53
第1節 障がい福祉計画の基本方向	55
第2節 重点項目の目標	56
第3節 障がい福祉サービスの見込量	58
第4節 地域生活支援事業の見込量	65
第4章 障がい児福祉計画	71
第1節 障がい児福祉計画の基本方向	73
第2節 重点項目の目標	74
第3節 障がい児福祉サービスの見込量	75
第5章 推進体制	79
第1節 連携・協力の確保	81
第2節 広報・啓発活動の推進	81
第3節 計画の評価・管理	82
資料編	83
障がいのある人の推移	85
計画策定委員会	88

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

第1 計画の策定趣旨と概要

障がいのある人の人数は横ばい傾向となっておりますが、障がいの重度・重複化、高齢化といった状況が進んでいます。

また、家族介護者の高齢化による“親亡き後の問題”が深刻化しており、障がいのある人自身のみならず、家族からの支援の策拡充に対する期待も高まっています。

障がいのある人もない人も、共に、地域でいきいきと安心して暮らせるまちを創っていくことは、住民みんなの願いです。また、障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様なニーズを持っています。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されています。

このため、美波町では、「障がい者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等（自立支援給付・地域生活支援事業）と位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、美波町では、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

なお、平成30年には「障害者文化芸術活動推進法」、令和元年には「読書バリアフリー法」が施行され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進や、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人々の、読書環境の整備に努めていくこととなりました。

「第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

第2 障がい者施策の動向

1 近年の法制度整備の状況

障害者基本法施行から50年、障害者自立支援法施行から14年が経過し、一人一人ニーズが異なる障がい児・者施策はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。

障がい児・者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法の施行や改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応する必要があります。

近年の法制度整備の状況

年	法制度の整備		
平成18年	●障害者自立支援法の施行 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画 (第2次)	重点施策 実施 5か年 計画
平成19年	●障害者権利条約署名		重点施策 実施 5か年 計画
平成20年	●児童福祉法の改正		
平成23年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
平成24年	●障害者虐待防止法の施行		
平成25年	●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行 ●成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画 (第3次)	
平成26年	●障害者権利条約の批准 ●改正精神保健福祉法 ●障害児支援の在り方について報告書		
平成27年	●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
平成28年	●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法一部改正の施行 ●改正総合支援法・改正児童福祉法 ●改正発達障害者支援法		
平成29年	●障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備等について		
平成30年	●障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 ●障害者雇用促進法の改正 ●障害者基本計画(第4次計画) ●障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画 (第4次)	
令和元年	●障害者活躍推進プラン公表 ●読書バリアフリー法の施行		
令和2年	●改正児童福祉法		

2 国の政策動向

国では、平成 30～令和 4 年度を計画期間とする「障害者基本計画（第 4 次）」に基づき、障がい者施策を推進しています。同計画は改定されると想定されますが、障害者権利条約批准に対応した上位計画として、踏まえておく必要があります。

また、国では、市町村の第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

障害者基本計画（第 4 次）の基本的な考え方

基本原則	(1) 地域社会における共生等
	(2) 差別の禁止
	(3) 国際的協調
各分野に共通する横断的視点	(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
	(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
	(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
	(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
	(5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
	(6) PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の国の基本指針（抜粋）

〔障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念〕

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組み
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

〔障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方〕

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

〔相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方〕

1. 相談支援体制の構築
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の設置等

〔障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方〕

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

〔障害福祉計画・障害児福祉計画がめざす目的〕

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定すると共に、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 障がいのある人の定義

本計画では、障がいのある人（障がい者も含む）の定義を障害者基本法に基づき、次のように設定します。

障がいのある人 (障がい者も含む)	• 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
社会的障壁	• 障がいのある人が日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

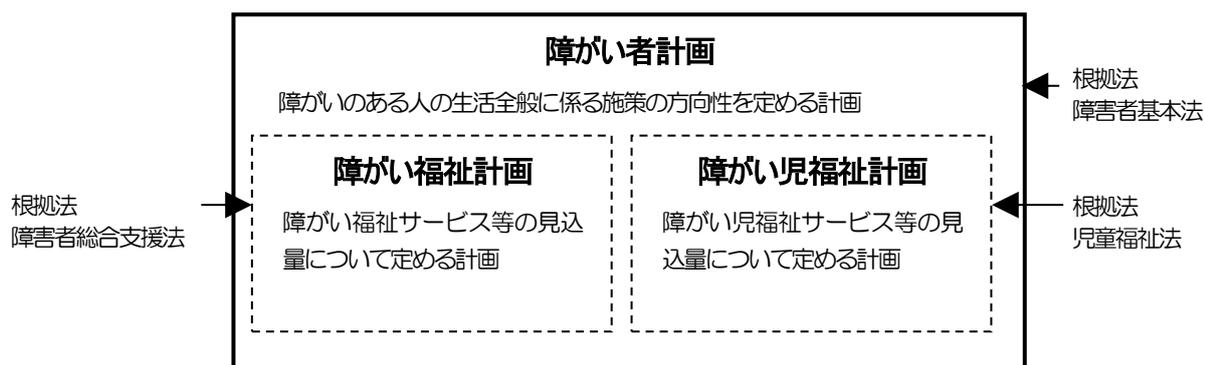
第2 計画の位置づけ

本計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が一体となった計画ですが、その中で障がい者計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画に該当し、障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画に該当し、障がい者計画に内包された生活支援施策（障がい福祉サービス等の見込量）の実施計画的な役割となります。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画に該当し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込量等を定め、円滑な提供の促進をめざしています。

障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係



第3 他計画等との調和

本計画は、「第2次美波町総合計画（平成25年度～令和4年度）」における障がい福祉施策に係る部門計画の役割を担うとともに、「美波町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「美波町子ども子育て支援事業計画」、「美波町地域福祉計画」などの保健福祉関連計画との調和に配慮するものとします。

第4 計画の期間

障害者基本法に基づく障がい者計画は、計画期間を平成30年度から令和5年度までの6か年とします。

一方、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することが法的に定められているため、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

3計画ともに社会情勢の変化や法改正の状況等に応じて、計画内容の必要な見直しを行うものとします。

第5 計画の推進

- 1 各施策・事業の進捗や達成状況等の評価を行い、広報紙や町ホームページ等で公表していきます。
- 2 庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に努めます。
- 3 障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政の役割を明確にし、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が相互に連携しながら、障がいのある人の支援を図ります。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取組み、効果的な推進を図ります。
- 4 発達障がいや精神障がいをはじめ、障がいの特性や対応の仕方について、住民の理解を深める普及・啓発活動に努めます。
- 5 国や県の制度変更などの動向を的確に把握し、本町の施策推進に活かしていきます。また、国や県に制度の改善や財政措置の充実、福祉サービスを担う従事者の人材育成などについて、要望していきます。

第3節 計画の策定方法

第1 計画策定委員会による検討

保健・福祉・医療関係者、学識経験者で構成される「美波町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行いました。

計画策定委員会の開催経過

開催日	検討内容
第1回 令和2年10月30日	<ul style="list-style-type: none">委員委嘱、委員長及び副委員長の選任計画のポイント及び現状分析についてアンケート調査結果の報告
第2回 令和3年2月24日	<ul style="list-style-type: none">計画案について

第2 アンケート調査の実施

1 アンケート調査の概要

障がいのある方の生活状況や障がい福祉サービス等の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の実施概要 (R2年度)

対象者	町内に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
調査方法	郵送による調査票の配布・回収、自己記入方式
実施時期	令和2年7-8月
調査票配布数	550票
調査票回収数	258票
有効票数	258票
有効票回収率	46.9%

アンケート調査の実施概要 (H29 年度)

対象者	町内に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
調査方法	郵送による調査票の配布・回収、自己記入方式
実施時期	平成 29 年 5-6 月
調査票配布数	550 票
調査票回収数	366 票
有効票数	366 票
有効票回収率	66.5%

2 アンケート調査結果の留意点

- (1) 設問の中には前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- (2) 設問には 1 つのみ答える単数回答 (SA : シングルアンサー) と、複数回答 (MA : マルチアンサー) があります。MA の集計においては、回答者がその選択肢を選択した割合を算出しています。
- (3) 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が 100.0% にならないものがあります。

第4節 基本的な考え方

第1 本町がめざす姿

計画の推進にあたっては、障がいのある人、住民、企業、各種団体、そして行政をはじめとする関係機関などが積極的に取組に関わることを求めています。このため、すべての関係者が同じ気持ちで取組に参加できるよう、「本町がめざす姿」を設定し、皆で共有するものとし
ます。

障がい者施策の理念は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」です。

「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で、障がいのない人と同じような普通の暮らしができるように、社会の条件を整えることです。

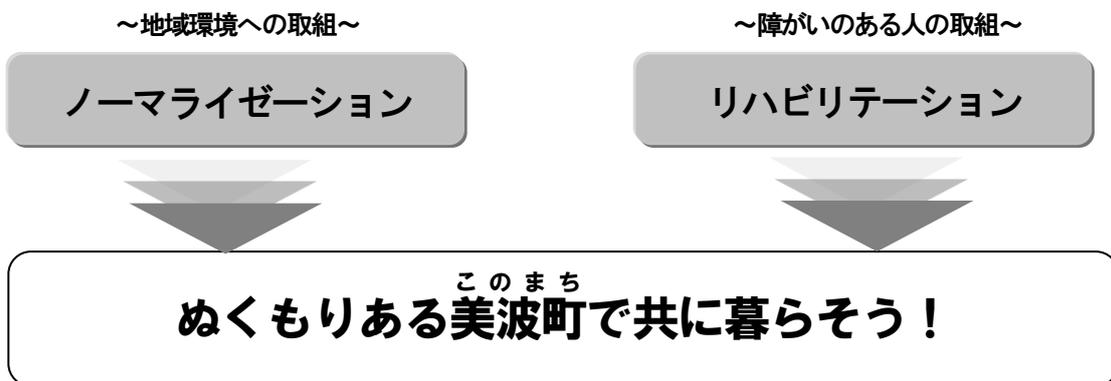
「リハビリテーション」とは、障がいがあるために普通の暮らしができずにいる人が、人生のあらゆる面で「自分らしさ」を取り戻すことです。

これらは今後も普遍的な考え方といえますが、近年では障がいのある人を単なるサービス等の受け手として捉えるのではなく、障がいのある人の主体性をより尊重することも重要となっています。

また、地域のあらゆる住民が「他人事」ではなく「我が事」として、「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、「丸ごと」支えあう「地域共生社会」の形成を図り、障がい者が役割を持ち、支えあい、認めあいながら、自分らしく活躍し、安心して暮らしていけるまちづくりが必要です。

そのためには、保健・医療・福祉分野を中心に、その主体性と自立性の尊重を基本としたサービス内容の充実を図るとともに、サービスを提供する福祉人材の確保・定着・人材育成に努めなければなりません。

障がいのある人もない人も、障がいについてよく知り、同じ地域で共に暮らす住民同士の絆でつながっているような地域づくりへの願いを込めて、次に表現する考え方で、施策を進めていくものとし
ます。



第2 施策の体系

本町がめざす姿の達成に向けて、今後3年間の取組として4つの基本施策と12の施策の方向を掲げます。

基本施策

施策の方向

1 共に暮らしていく「心」をつくる

すべての住民が障がいについての理解を深め、地域活動やボランティア活動を通じて支えあう地域づくりに取り組めます。

- 1 障がいをよく知る(啓発・広報)
- 2 お互いにわかりあう(福祉教育・ボランティア活動)
- 3 共に過ごす(社会参加・交流)

2 自立する「基盤」をつくる

障がいのある人が社会で自らより良い暮らしを追求できるよう、社会に適応し、自立する能力を育成・支援する環境づくりに取り組めます。

- 1 可能性を増やす(教育・育成)
- 2 張り合いを持つ(雇用・就労)
- 3 はつらつと暮らす(保健・医療)

3 自分らしく過ごす「毎日」をつくる

障がいの状況にかかわらず、すべての人が必要な支援を受けながら地域で暮らすことのできるよう、生活支援体制の充実を図ります。

- 1 選択肢を増やす(相談体制・情報提供)
- 2 暮らしを守る(権利擁護)
- 3 生活を支える(在宅福祉サービス)
- 4 安心して住む(居住・施設サービス)

4 暮らしやすい「環境」をつくる

災害や万が一の緊急時への備えとともに、安全な暮らしができるよう、生活環境を整備します。

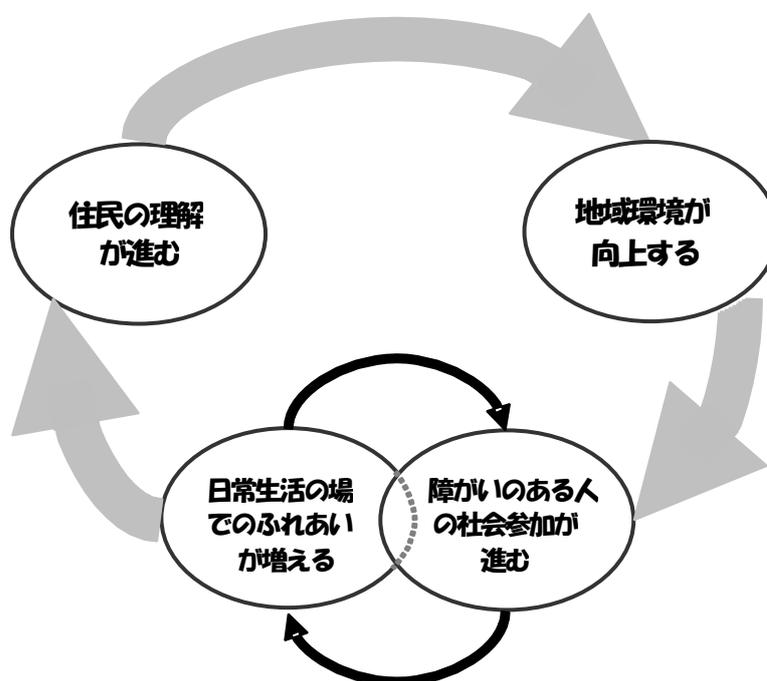
- 1 地域環境を整える(バリアフリー化)
- 2 安心・安全を育む(防災・防犯)

第2章 障がい者計画

第1節 共に暮らしていく「心」をつくる

■施策の方向

- 1-1 障がいをよく知る(啓発・広報)
- 1-2 お互いにわかりあう(福祉教育・ボランティア活動)
- 1-3 共に過ごす(社会参加・交流)



1 - 1 障がいをよく知る(啓発・広報)

町の広報紙やホームページ、社協だよりなどのメディアを活用するとともに、各種行事などを通じた啓発活動を行います。

今後、地域移行の促進により、地域で暮らす障がいのある人が増えていくことを踏まえ、特に差別を感じている割合が多い精神障がいについては、障がいの理解がより深まるよう努めます。

取組	内容	担当課
メディアを活用した広報活動	<ul style="list-style-type: none"> • 広報紙や町ホームページ、社協だより、リーフレットなど、メディアの特性を踏まえた啓発・広報活動の実施 • 各種活動について報道機関へ情報提供 	福祉課
各種行事等を通じた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> • 知的障がい福祉月間（9月）の啓発 • 障害者週間（12月3～9日）の啓発 • 精神保健福祉普及週間（10月/11月）の啓発 • 障害者雇用促進月間の啓発 • 講演会・各種行事の開催 	福祉課
ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> • ヘルプマークや、緊急時や災害時等に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見からわかりづらい障がいのある人への理解促進を図る 	福祉課

■アンケート調査の結果

- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策として、前回調査と同様に「生活の安定のための年金や手当の充実」が41.9%で最も高く、身体障がいのある人では49.0%、知的障がいのある人では24.4%、精神障がいのある人では58.3%となっています。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策として、知的障がいのある人では、「障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報」が75.6%で最も高く、前回調査と比較して38.9ポイント上昇しています。
- 差別や偏見が「あると感じている」状況は、障がいによる違いが顕著で、身体障がいのある人では21.8%、知的障がいのある人では14.6%、精神障がいのある人では41.7%という結果です。
- 平成29年に実施した前回の調査結果（以下、「前回の調査結果」という。）と比較すると、差別や偏見が「あると感じている」率は、身体障がいのある人はほぼ横ばい傾向、知的障がいがある人、精神障がいがある人ではともに減少しています。

◆障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策

(単位: %)

	障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報	ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実	生活の安定のための年金や手当の充実	障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実	障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保	保健医療サービスやリハビリテーションの充実	点字や手話、字幕放送など情報提供の充実	その他	わからない	特になし	無回答
全体<258>	36.0	19.4	41.9	28.3	13.6	25.2	24.4	10.5	1.2	12.4	4.3	12.0
身体障がい<147>	26.5	23.1	49.0	34.0	14.3	27.2	27.2	9.5	0.7	12.9	4.1	11.6
知的障がい<41>	75.6	17.1	24.4	24.4	14.6	22.0	17.1	12.2	2.4	7.3	2.4	0.0
精神障がい<12>	33.3	8.3	58.3	41.7	8.3	33.3	16.7	0.0	8.3	25.0	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策

(単位: %)

	障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報	ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実	生活の安定のための年金や手当の充実	障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実	障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保	保健医療サービスやリハビリテーションの充実	点字や手話、字幕放送など情報提供の充実	その他	わからない	特になし	無回答
全体<366>	26.5	33.1	47.8	33.6	18.3	26.5	28.7	9.8	0.5	8.2	5.7	15.3
身体障がい<252>	27.0	34.9	52.0	36.1	17.1	27.0	30.6	10.7	0.0	6.3	5.2	11.1
知的障がい<30>	36.7	30.0	40.0	30.0	26.7	26.7	23.3	13.3	3.3	13.3	6.7	16.7
精神障がい<13>	38.5	15.4	61.5	30.8	15.4	30.8	30.8	7.7	0.0	23.1	7.7	15.4

* 網掛けは最も高率の部分

◆ 普段の暮らしでの差別や偏見

(単位:%)

	あると感じている	感じたことではないが、あると感じ	特に感じることはない	無回答
全体<258>	20.5	38.4	30.2	10.9
身体障がい<147>	21.8	34.7	36.1	7.5
知的障がい<41>	14.6	53.7	26.8	4.9
精神障がい<12>	41.7	33.3	25.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》 普段の暮らしでの差別や偏見

(単位:%)

	あると感じている	感じたことではないが、あると感じ	特に感じることはない	無回答
全体<366>	23.8	32.8	27.9	15.6
身体障がい<252>	20.2	37.7	29.4	12.7
知的障がい<30>	30.0	30.0	26.7	13.3
精神障がい<13>	61.5	23.1	15.4	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

1 - 2 お互いにわかりあう(福祉教育・ボランティア活動)

学校教育、生涯教育、ボランティアなどを通じて、障がいのある人の特性について知る・ふれあう機会を提供し、わかりあう機会づくりを進めます。

取組	内容	担当課
学校教育における福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> 阿南支援学校ひわさ分校の児童・生徒と町立小中学校の交流 障がいのある人との交流 障がい者疑似体験講習会 社会福祉施設での体験学習 青少年ボランティアの育成 	教育委員会
障がい児教育への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校や地域での交流教育 	教育委員会
地域における福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習での福祉講座の開催 	教育委員会
ボランティアの養成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア講座の開催 ボランティア活動の情報提供 パソコン・介助等のボランティア養成講座 学生対象のボランティア講座 福祉施設での体験学習 	社会福祉協議会
各種奉仕員の育成	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳・要約筆記・朗読・点訳など奉仕員の育成 	社会福祉協議会 福祉課
障がい者団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体(身体障がい者会・手をつなぐ親の会・家族会など)への助成 	福祉課
学校における交流及び共同学習を通じた心のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもの文化芸術活動等による交流及び共同学習を推進し、障がい者理解の一層の促進を図る 	教育委員会
地域福祉の考え方の周知	<ul style="list-style-type: none"> 世代にかかわらず、多くの住民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう地域における支え合いの重要性の啓発を実施 	福祉課

1 - 3 共に過ごす(社会参加・交流)

スポーツ、レクリエーションを通じた健康づくりや、文化活動を通じて生きがい豊かな日常生活づくりを進めます。

各種イベントの開催にあたっては、参加のしやすさを確保するよう努めていきます。

取組	内容	担当課
スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人自身によるスポーツ大会・スポーツ講習会などの企画・運営 大会・講習会への参加呼びかけ 障がいに応じたスポーツ・レクリエーションの普及啓発 	社会福祉協議会 福祉課
芸術・文化・余暇活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭への出展・参加 生涯学習の実施 	福祉課
参加機会の確保（移動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や余暇活動などのための移動手段を確保 	福祉課
交流やふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい者の集い県民大会」など各種行事への住民参加の促進 	福祉課
鑑賞・創造の機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞の機会における物理的・心理的な障壁が改善されれば、より多くの人に参加しやすくなることから、より一層の環境整備を推進 関係機関や民間団体などと連携し、地域における障がい者の活躍の場を広げ、様々な人との交流が促されるよう工夫した創造活動の場の創出を推進 	福祉課

■アンケート調査の結果

- 外出の目的としては、前回の調査結果と同様に、障がいの種類に関係なく「病院への通院」と「買い物」に回答が集まっています。
- 近所づきあいの程度について、最も多い回答は、身体障がいのある人は「困ったときに相談したり助けてくれる（31.3%）」、知的障がいのある人は「行事のあるときはつきあう（53.7%）」、精神障がいのある人は「会えばあいさつをする程度（33.3%）」となっています。
- 前回調査と比較して、「ほとんどつきあいはない」の割合は、5.6ポイント減少（今回調査が7.8%、前回調査が13.4%）しています（身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人でともに減少）。

◆外出の主な目的

(単位:%)

	買い物	友人や知人と会う	散歩	趣味・レクリエーション活動	病院への通院	福祉サービスの利用	その他	無回答
全体<258>	71.3	25.6	38.0	29.8	69.4	15.5	3.9	4.3
身体障がい<147>	67.3	35.4	30.6	22.4	83.0	18.4	4.1	3.4
知的障がい<41>	90.2	12.2	70.7	70.7	31.7	4.9	4.9	0.0
精神障がい<12>	83.3	25.0	58.3	25.0	66.7	16.7	8.3	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》外出の主な目的

(単位:%)

	買い物	友人や知人と会う	散歩	趣味・レクリエーション活動	病院への通院	福祉サービスの利用	その他	無回答
全体<366>	59.6	24.9	30.3	19.1	69.9	16.4	4.9	9.0
身体障がい<252>	61.5	28.2	32.9	20.2	75.8	17.1	4.8	3.2
知的障がい<30>	70.0	23.3	40.0	26.7	46.7	3.3	10.0	13.3
精神障がい<13>	76.9	15.4	23.1	7.7	69.2	0.0	15.4	15.4

* 網掛けは最も高率の部分

◆近所づきあいの程度

(単位:%)

	困ったときに相談したり助けしてくれる	お互いの家を行き来する	行事のあるときばかり	会話はあいさつをする程度	ほとんどつきあいはない	無回答
全体<258>	23.6	6.2	28.3	26.0	7.8	8.1
身体障がい<147>	31.3	6.1	23.8	27.2	6.1	5.4
知的障がい<41>	0.0	4.9	53.7	26.8	14.6	0.0
精神障がい<12>	16.7	16.7	25.0	33.3	8.3	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》近所づきあいの程度

(単位:%)

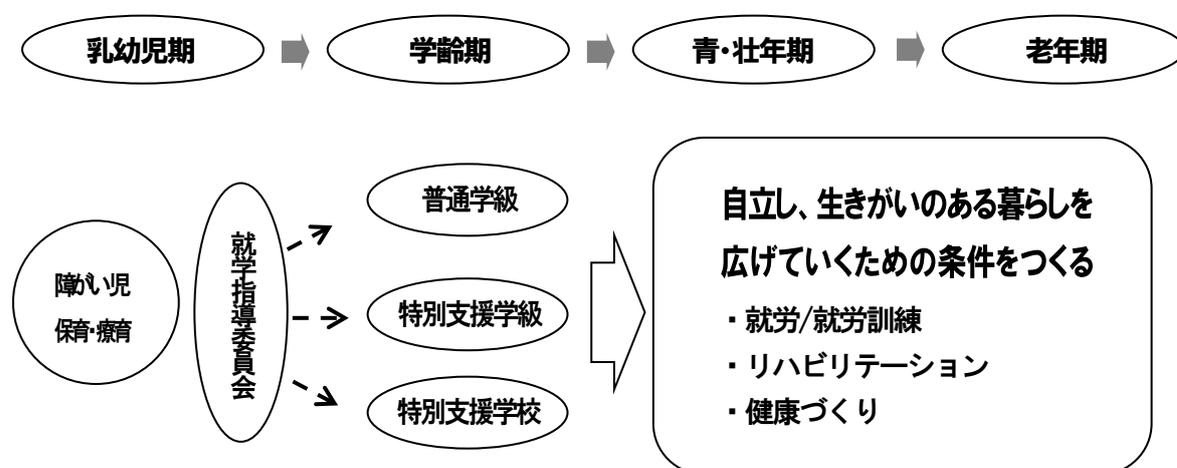
	困ったときに相談したり助けしてくれる	お互いの家を行き来する	行事のあるときばかり	会話はあいさつをする程度	ほとんどつきあいはない	無回答
全体<366>	23.8	8.5	15.3	29.2	13.4	9.8
身体障がい<252>	24.6	11.1	17.5	28.6	11.5	6.7
知的障がい<30>	23.3	3.3	10.0	33.3	26.7	3.3
精神障がい<13>	7.7	0.0	23.1	38.5	30.8	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

第2節 自立する「基盤」をつくる

■施策の方向

- 2-1 可能性を増やす(教育・育成)
- 2-2 張り合いを持つ(雇用・就労)
- 2-3 はつらつと暮らす(保健・医療)



2 - 1 可能性を増やす(教育・育成)

第1 就学前教育・療育の充実

発達支援・育児支援が必要な子どもの状況を把握し、個別に適切な療育訓練が実施できるように、個別支援を促進します。

保育士・保健師・家庭相談員等や関係機関、団体の連携を密にし、よりきめ細かな支援を必要とする児童への早期対応を一層促進します。

取組	内容	担当課
認定こども園での障がい児の教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園への障がいのある児童の受け入れ 	福祉課 教育委員会
児童発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 通園による療育指導 	福祉課
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談対応 	各認定こども園
就学・教育相談（就学指導委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設、特別支援学校、医療機関、関係機関と連携した相談体制の確立 巡回就学相談 	教育委員会

第2 特別支援教育の推進

障がいのある児童・生徒一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育を実践できるよう、教育環境の充実に取組みます。

取組	内容	担当課
特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状態に応じた教育の実施 	教育委員会
教職員の資質と専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 教職員研修の実施 	教育委員会
特別支援連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する支援体制を整備促進 	教育委員会
発達支援ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が必要に応じ、対象者についての支援方法を検討する会議を開催 	教育委員会 福祉課
発達障がいに関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいの症状や特性、「生きにくさ」への理解の促進 	教育委員会
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 授業の終了後または休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進 	福祉課

取組	内容	担当課
放課後対策	・学童クラブへの障がいのある児童の受け入れ	福祉課

■アンケート調査の結果

- ・保育や教育に望むことについては（全体の回答者数4人）、前回調査と同様に、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が100.0%で最も高くなっています。

◆保育や学校教育に望むこと

（単位：％）

	就学相談や進路相談などの相談体制	先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導	学校などでの介助体制や障がいに配慮した施設の整備	普通学級への受け入れ	まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会の増加	その他	特に希望することはない	無回答
全体<4>	50.0	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0
身体障がい<1>	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障がい<3>	66.7	100.0	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
精神障がい<0>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》 保育や学校教育に望むこと

（単位：％）

	就学相談や進路相談などの相談体制	先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導	学校などでの介助体制や障がいに配慮した施設の整備	普通学級への受け入れ	まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会の増加	その他	特に希望することはない	無回答
全体<10>	60.0	70.0	50.0	30.0	40.0	0.0	20.0	0.0
身体障がい<3>	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
知的障がい<2>	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
精神障がい<0>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

第3 自立と社会参加を促進する教育

阿南支援学校ひわさ分校と連携し、学校教育終了後に自立した生活を営めるよう支援します。

取組	内容	担当課
自立と社会参加を促進する教育	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校や中学校の特別支援学級での職業体験学習・実習 特別支援学校への「地域の先生」の派遣・交流 	教育委員会
地域自立支援協議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 労働・福祉関係機関の連携による学校卒業後の就労支援 	福祉課
地域における学習の場の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> 日和佐図書館での朗読サービス、郵送貸し出し 	教育委員会

■アンケート調査の結果

- 希望する放課後の過ごし方については（全体の回答者数4人）、前回調査と同様に、「現在の過ごし方でよい」が75.0%で最も高くなっています。

◆希望する放課後の過ごし方

（単位：%）

	がほしい 自宅以外の遊び場所	ほしい 土で集まる場所がほ 同じ年齢の子ども同	ほしい 親子で遊べる場所が	その他	い 現在の過ごし方でよ	無回答
全体<4>	25.0	25.0	25.0	0.0	75.0	0.0
身体障がい<1>	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
知的障がい<3>	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7	0.0
精神障がい<0>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》希望する放課後の過ごし方

（単位：%）

	がほしい 自宅以外の遊び場所	ほしい 土で集まる場所がほ 同じ年齢の子ども同	ほしい 親子で遊べる場所が	その他	い 現在の過ごし方でよ	無回答
全体<10>	40.0	30.0	0.0	0.0	50.0	10.0
身体障がい<3>	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
知的障がい<2>	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0
精神障がい<0>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

2 - 2 張り合いを持つ(雇用・就労)

第1 重層的な支援による一般就労の促進

障がいのある人の一般企業への就業支援を強化します。

取組	内容	担当課
事業所への障がい者雇用の啓発	・ 事業所へ各種助成制度や障がい者雇用率について周知	福祉課
町業務の一部委託	・ ゴミ減量化に伴う業務など、町業務の一部を障がいのある人や団体に委託	福祉課
地域自立支援協議会の設置・運営	・ 雇用・教育・福祉など関係各課・関係機関連携による就労支援	ハローワーク 福祉課
一般就労への支援	・ 障がい者就労アドバイザー事業 ・ 障がい者就業・生活支援センターの活用 ・ 職親制度 ・ 重度心身障がい者雇用奨励金の活用 ・ 職場適応訓練制度 等	徳島県 福祉課
	・ トライアル雇用事業 ・ 障がい者就職面接会 ・ 障がい者雇用連絡会議 等	国

■アンケート調査の結果

- ・ 就労している 51 人が、仕事をする上で感じる不安や不満については、身体障がいのある人では「収入が少ない」、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「通勤するのが大変である」が最も多い回答を集めています。
- ・ 全体では、前回調査の結果でも、「収入の少なさ」が主な不満となっています。
- ・ 前回調査と比較して、「特にない」の割合は、5.4 ポイント上昇（今回調査が 33.3%、前回調査が 27.9%）しています。

◆仕事をする上で不安や不満なこと

(単位: %)

	職場の設備に不備がある	通勤するのが大変である	障がいの程度に対して仕事内容が軽すぎる	障がいの程度に対して仕事内容が重すぎる	人間関係がうまくいかない	職場や仕事に将来性がない	収入が少ない	健康保険・年金などが無い	就労時間が長い	障がいについての職場の理解がない	その他	特になし	無回答
全体<51>	3.9	17.6	2.0	13.7	7.8	11.8	25.5	2.0	3.9	5.9	5.9	33.3	17.6
身体障がい<24>	0.0	8.3	0.0	8.3	4.2	4.2	33.3	0.0	4.2	0.0	0.0	41.7	12.5
知的障がい<12>	8.3	33.3	8.3	25.0	8.3	33.3	16.7	0.0	0.0	8.3	8.3	33.3	16.7
精神障がい<4>	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》仕事をする上で不安や不満なこと

(単位: %)

	職場の設備に不備がある	通勤するのが大変である	障がいの程度に対して仕事内容が軽すぎる	障がいの程度に対して仕事内容が重すぎる	人間関係がうまくいかない	職場や仕事に将来性がない	収入が少ない	健康保険・年金などが無い	就労時間が長い	障がいについての職場の理解がない	その他	特になし	無回答
全体<68>	7.4	13.2	1.5	2.9	11.8	8.8	32.4	2.9	2.9	2.9	8.8	27.9	14.7
身体障がい<36>	5.6	11.1	0.0	0.0	2.8	2.8	25.0	5.6	2.8	2.8	8.3	25.0	22.2
知的障がい<16>	6.3	6.3	0.0	6.3	31.3	12.5	37.5	0.0	6.3	6.3	6.3	37.5	0.0
精神障がい<2>	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

第2 就労訓練・福祉的就労の場の充実・確保

就労移行支援をはじめ、多様なアプローチによって、可能な限り就労の場へ就くことをめざします。

また、一般企業に就労することが難しい方には福祉的就労の場を確保し、生きがいと張り合いのある日々を送ることができるよう支援します。

取組	内容	担当課
就労移行支援	• 一般企業などへの就労に向けた訓練	福祉課
就労継続支援（A・B）	• 福祉的就労の場の確保	福祉課
就労定着支援	• 一般就労に移行した障がい者の就労定着に関する支援	福祉課
ITを活用した就労対策	• 障がい者生活支援センター「おおぞら」でのパソコン講習の活用	福祉課

■アンケート調査の結果

- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策として、前回調査と同様に「生活の安定のための年金や手当の充実」が41.9%で最も高く、身体障がいのある人では49.0%、知的障がいのある人では24.4%、精神障がいのある人では58.3%となっています。
- 知的障がいのある人では、「障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報」が75.6%で最も高く、前回調査と比較して38.9ポイント上昇しています。

◆障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策【再掲】

(単位:%)

	障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報	ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実	生活の安定のための年金や手当の充実	障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実	障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保	保健医療サービスやリハビリテーションの充実	点字や手話、字幕放送など情報提供の充実	その他	わからない	特になし	無回答
全体<258>	36.0	19.4	41.9	28.3	13.6	25.2	24.4	10.5	1.2	12.4	4.3	12.0
身体障がい<147>	26.5	23.1	49.0	34.0	14.3	27.2	27.2	9.5	0.7	12.9	4.1	11.6
知的障がい<41>	75.6	17.1	24.4	24.4	14.6	22.0	17.1	12.2	2.4	7.3	2.4	0.0
精神障がい<12>	33.3	8.3	58.3	41.7	8.3	33.3	16.7	0.0	8.3	25.0	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》障がいのある人が地域で安心して暮らせるために必要な施策【再掲】

(単位:%)

	障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報	ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実	生活の安定のための年金や手当の充実	障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実	障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保	保健医療サービスやリハビリテーションの充実	点字や手話、字幕放送など情報提供の充実	その他	わからない	特になし	無回答
全体<366>	26.5	33.1	47.8	33.6	18.3	26.5	28.7	9.8	0.5	8.2	5.7	15.3
身体障がい<252>	27.0	34.9	52.0	36.1	17.1	27.0	30.6	10.7	0.0	6.3	5.2	11.1
知的障がい<30>	36.7	30.0	40.0	30.0	26.7	26.7	23.3	13.3	3.3	13.3	6.7	16.7
精神障がい<13>	38.5	15.4	61.5	30.8	15.4	30.8	30.8	7.7	0.0	23.1	7.7	15.4

* 網掛けは最も高率の部分

2 - 3 はつらつと暮らす(保健・医療)

第1 ライフステージに応じた保健事業の充実

先天的な障がいを早期発見し、乳幼児期に適切な治療と訓練を実施することで、障がいの軽減と基本的な生活能力の向上を図ります。

脳卒中・骨折など生活習慣病を起因とする後遺障がいを予防するため、定期的な健康診査の受診勧奨、継続的な指導・支援、治療への支援といった保健サービスを継続して実施します。

取組	内容	担当課
妊婦一般健康診査 妊婦健康教室 乳幼児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 4～5歳児相談 訪問指導 発達相談 健康診査・相談指導 など	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの早期発見に努め、早期療育・早期治療につなげる 地域と職域が連携を図るシステムづくり 一人ひとりの発達や育児を支援する健診や相談の体制づくり 	健康増進課
健康教育 食生活改善	<ul style="list-style-type: none"> 障がい及び後遺障がいの予防のため、生活習慣病予防に努める 	健康増進課

第2 医療・リハビリテーション・感染症対策の充実

病気の治癒と障がいの軽減、感染症対策を促進します。

取組	内容	担当課
医療費の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 医療費負担の軽減を国・県に働きかけ 重度心身障がい者医療費助成 育成医療（自立支援医療） 更生医療（自立支援医療） 	福祉課
医療費の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 精神通院医療（自立支援医療） 特定医療費（指定難病）助成 小児慢性特定疾病医療費 等 	徳島県
リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> 自立訓練（機能訓練） 家族への介護方法の指導 	福祉課
医療的ケア児・者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児・者支援の協議」の実施 	福祉課

取組	内容	担当課
高齢者福祉サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスについて検討 	福祉課
感染症対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス（COVID-19）など新たな感染症の流行・拡大を防止するため、「新しい生活様式」の実践に関する周知・啓発の実施 障がい者福祉施設を運営する事業者に対して、施設内の感染症対策の徹底に関する周知・啓発の実施 	福祉課

■アンケート調査の結果

- 将来を考えたとき、特に心配に思うことについて、前回調査と同様に「自分の健康や治療のこと」が 55.0%で最も高く、身体障がいのある人では 55.8%、知的障がいのある人では 68.3%、精神障がいのある人では 41.7%となっています。
- 精神障がいのある人では、「親に先立たれること」が 66.7%で最も高く、前回調査と比較して 20.5 ポイント上昇しています。

◆将来を考えたとき、特に心配なこと

(単位:%)

	住まいのこと	恋愛や結婚のこと	自分の健康や治療のこと	生活費など経済的なこと	医療のこと	就学や進学のこと	仕事や就職のこと	家族や地域での人間関係のこと	職場や施設内での人間関係のこと	親に先立たれること	生活に必要なサービスが不十分なこと	緊急時や災害時のこと	福祉などに関する情報収集のこと	特に心配はない
全体<258>	17.1	5.4	55.0	27.9	32.9	1.2	6.6	10.5	5.4	9.7	5.0	36.4	19.0	12.8
身体障がい<147>	15.6	2.0	55.8	25.9	23.8	0.0	2.0	6.1	0.0	4.1	4.1	40.8	6.8	17.0
知的障がい<41>	29.3	19.5	68.3	26.8	63.4	7.3	17.1	22.0	19.5	9.8	4.9	34.1	56.1	2.4
精神障がい<12>	33.3	16.7	41.7	50.0	16.7	0.0	33.3	33.3	16.7	66.7	8.3	16.7	16.7	8.3

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》 将来を考えたとき、特に心配なこと

(単位:%)

	住まいのこと	恋愛や結婚のこと	自分の健康や治療のこと	生活費など経済的なこと	医療のこと	就学や進学のこと	仕事や就職のこと	家族や地域での人間関係のこと	職場や施設内での人間関係のこと	親に先立たれること	生活に必要なサービスが不十分なこと	緊急時や災害時のこと	福祉などに関する情報収集のこと	特に心配はない
全体<366>	16.7	3.6	52.2	31.7	26.8	0.5	7.9	12.3	5.7	9.6	12.8	33.1	10.9	16.7
身体障がい<252>	13.5	0.8	54.8	31.0	26.6	0.8	4.4	11.5	2.0	1.6	11.5	35.3	11.5	17.9
知的障がい<30>	33.3	26.7	43.3	40.0	26.7	0.0	20.0	16.7	30.0	36.7	13.3	23.3	10.0	13.3
精神障がい<13>	30.8	7.7	53.8	53.8	30.8	0.0	23.1	15.4	7.7	46.2	7.7	30.8	15.4	7.7

* 網掛けは最も高率の部分

第3節 自分らしく過ごす「毎日」をつくる

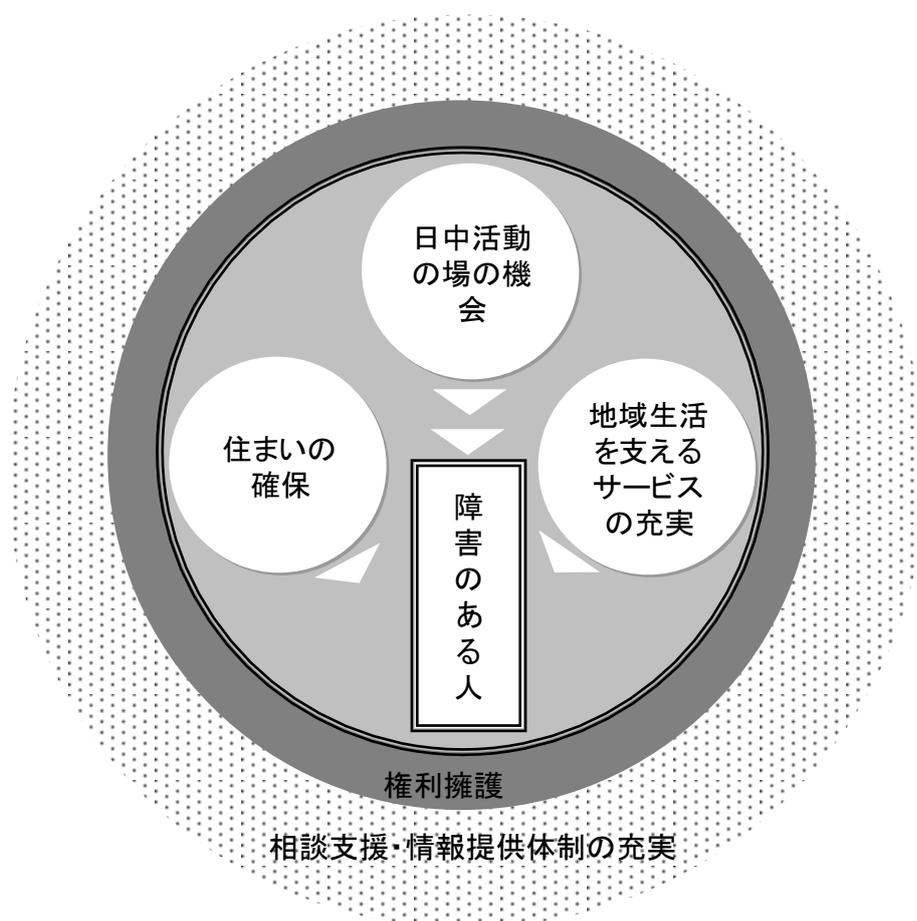
■施策の方向

3-1 選択肢を増やす(相談体制・情報提供)

3-2 暮らしを守る(権利擁護)

3-3 生活を支える(在宅福祉サービス)

3-4 安心して住む(居住・施設サービス)



3 - 1 選択肢を増やす(相談体制・情報提供)

第1 相談体制の充実

町内外の様々な相談機関の連携強化を図るとともに、障がいのある人や家族が、できる限り身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談支援体制の整備に努めます。

取組	内容	担当課
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none">三障がいに対応した相談窓口の設置役場、南部総合県民局、障害者相談支援センター、相談支援事業所、社協など相談窓口の連携	福祉課
地域自立支援協議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none">関係機関・団体と連携した支援の強化	福祉課 関係機関
自発的活動支援事業	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人同士の相談支援介護者同士の交流の促進	福祉課

■アンケート調査の結果

- 相談をする相手について、前回調査と同様に「家族・親戚」が76.7%で最も高く、身体障がいのある人では81.6%、知的障がいのある人では73.2%、精神障がいのある人では66.7%となっています。
- 前回調査と比較して、「相談できる人(ところ)がない」の割合は、ほぼ横ばい(今回調査が4.7%、前回調査4.1%)となっています。

◆相談をする相手

(単位:%)

	家族・親戚	障がいのある仲間	知人や友人	近所の人	病院の医師やスタッフ	学校の先生	通所施設や勤務先のスタッフ	民生委員・児童委員や障がい者相談員など	地域活動支援センターのスタッフ	ホームヘルパー、ガイドヘルパー等	役場の相談窓口(福祉課)	その他	相談できる人(ところ)がない	無回答
全体<258>	76.7	7.8	19.4	10.1	23.3	2.3	10.5	6.6	4.3	7.8	4.7	14.7	4.7	5.8
身体障がい<147>	81.6	6.1	28.6	12.9	26.5	0.7	4.8	4.8	3.4	6.8	4.8	3.4	6.1	4.8
知的障がい<41>	73.2	17.1	9.8	2.4	14.6	12.2	26.8	7.3	4.9	7.3	2.4	51.2	0.0	0.0
精神障がい<12>	66.7	8.3	0.0	0.0	25.0	0.0	33.3	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

《前回(H29)の調査結果》相談をする相手

(単位:%)

	家族・親戚	障がいのある仲間	知人や友人	近所の人	病院の医師やスタッフ	学校の先生	通所施設や勤務先のスタッフ	民生委員・児童委員や障がい者相談員など	地域活動支援センターのスタッフ	ホームヘルパー、ガイドヘルパー等	役場の相談窓口(福祉課)	その他	相談できる人(ところ)がない	無回答
全体<366>	75.4	6.6	20.2	10.9	28.7	2.7	12.3	6.3	5.7	6.3	10.7	2.7	4.1	6.6
身体障がい<252>	82.1	4.4	24.2	12.7	27.8	0.8	8.3	4.0	6.0	6.0	10.3	1.6	5.6	2.8
知的障がい<30>	60.0	20.0	6.7	3.3	20.0	10.0	43.3	20.0	6.7	3.3	6.7	10.0	3.3	6.7
精神障がい<13>	53.8	23.1	23.1	0.0	76.9	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	23.1	7.7	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

第2 情報提供・情報交換の充実

障がいのある人が必要とする情報のニーズを把握し、広報紙や町ホームページで迅速でわかりやすい情報提供を行います。

また、障がいの特性に応じた情報交換を行うための手段や人材の確保に努めます。

取組	内容	担当課
声の広報 広報の点字化	• 広報を音声化・点字化して送付	社会福祉協議会
各種サービス・イベントなどの周知徹底	• 広報やホームページでの迅速な情報提供とわかりやすい情報発信 • パンフレットの配布等による周知徹底	福祉課
意思疎通支援事業 各種奉仕員の育成	• 手話通訳者・要約筆記者の派遣 • 手話通訳者の育成 • 朗読・点訳・要約筆記など奉仕員育成	福祉課

■アンケート調査の結果

- サービスを利用する上で困っていることについて、前回調査と同様に「サービスに関する情報が少ない」が15.1%で最も高く、身体障がいのある人では17.0%、知的障がいのある人では17.1%、精神障がいのある人では25.0%となっています。
- 前回調査と比較して、「特にない・利用していない」の割合は、14.9ポイント上昇（今回調査が48.8%、前回調査が33.9%）しています（身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人でともに上昇）。

◆サービスを利用する上で困っていること

(単位:%)

	サービスに関する情報が少ない	福祉サービス事業者が少ない	サービス利用の手続きが大変	事業者との日時などの調整が大変	利用できる回数や日数が少ない	サービスの質について	他の利用者との関係について	利用者負担について	その他	特になし・利用していない	無回答
全体<258>	15.1	4.3	7.0	4.7	5.4	3.5	4.3	7.0	2.3	48.8	26.4
身体障がい<147>	17.0	4.1	6.8	3.4	4.1	3.4	3.4	6.1	3.4	51.0	25.2
知的障がい<41>	17.1	12.2	14.6	12.2	12.2	2.4	7.3	9.8	2.4	58.5	4.9
精神障がい<12>	25.0	0.0	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7	16.7	0.0	41.7	8.3

* 網掛けは最も高率の項目

《前回(H29)の調査結果》 サービスを利用する上で困っていること

(単位:%)

	サービスに関する情報が少ない	福祉サービス事業者が少ない	サービス利用の手続きが大変	事業者との日時などの調整が大変	利用できる回数や日数が少ない	サービスの質について	他の利用者との関係について	利用者負担について	その他	特になし・利用していない	無回答
全体<366>	21.6	9.8	13.9	3.8	7.7	7.1	5.2	10.4	1.6	33.9	30.9
身体障がい<252>	24.2	7.9	13.9	3.2	7.5	7.1	4.4	10.3	1.6	37.7	27.8
知的障がい<30>	16.7	16.7	20.0	10.0	3.3	3.3	13.3	13.3	6.7	33.3	16.7
精神障がい<13>	15.4	23.1	7.7	0.0	7.7	7.7	15.4	15.4	0.0	38.5	30.8

* 網掛けは最も高率の項目

3 - 2 暮らしを守る(権利擁護)

障がいのため判断能力が不十分な方などの権利と財産を守り、自己選択・自己決定を保障する事業の促進を図ります。

取組	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	• 成年後見制度を利用する際の費用の補助	福祉課
日常生活自立支援事業	• 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援	社会福祉協議会

■アンケート調査の結果

- 成年後見制度について、「内容を知っている」割合は、全体で28.3%となっています。身体障がいのある人では23.8%、精神障がいのある人では25.0%と20%強であるのに対して、知的障がいのある人では56.1%となっています。
- 一方、内容を「知らない」割合は、全体で29.5%となっています。身体障がいのある人では27.9%、知的障がいのある人では22.0%と25%前後であるのに対して、精神障がいのある人では41.7%となっています。

◆成年後見制度の認知度

(単位:%)

	内容を知っている	聞いたことはあるが、内容は良く知らない	知らない	無回答
全体<258>	28.3	28.7	29.5	13.6
身体障がい<147>	23.8	36.1	27.9	12.2
知的障がい<41>	56.1	19.5	22.0	2.4
精神障がい<12>	25.0	33.3	41.7	0.0

* 網掛けは最も高率の部分

3 - 3 生活を支える(在宅福祉サービス)

第1 在宅サービスの充実

在宅で暮らす人の生活の質を向上するサービスを実施していきます。

取組	内容	担当課
訪問系サービス 短期入所	• 自立支援給付によりサービスを提供する	福祉課
児童発達支援事業	• 通園による療育指導	福祉課
日常生活用具給付等事業 日中一時支援	• 地域生活支援事業によりサービスを提供する	福祉課
配食サービス	• 栄養バランスのとれた食事をボランティアが自宅に届ける	福祉課
福祉人材の養成と確保	• ホームヘルパーやガイドヘルパーなど、有資格の人材育成	福祉課

■アンケート調査の結果

- 希望する将来の暮らしについて、最も多い回答は、身体障がいのある人は「家族と一緒に暮らしたい (58.5%)」、知的障がいのある人は「障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい (51.2%)」、精神障がいのある人は「家族と一緒に暮らしたい (50.0%)」となっています。
- 全体では、前回調査の結果でも、「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。

◆希望する将来の暮らし

(単位:%)

	家族と一緒に暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい	結婚して家庭をつくって暮らしたい	一人で暮らしたい	その他	無回答
全体<258>	47.7	4.3	14.7	3.9	11.2	3.9	14.3
身体障がい<147>	58.5	3.4	2.7	1.4	15.0	5.4	13.6
知的障がい<41>	22.0	9.8	51.2	14.6	2.4	0.0	0.0
精神障がい<12>	50.0	0.0	8.3	8.3	16.7	8.3	8.3

* 網掛けは最も高率の項目

《前回(H29)の調査結果》希望する将来の暮らし

(単位:%)

	家族と一緒に暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい	結婚して家庭をつくって暮らしたい	一人で暮らしたい	その他	無回答
全体<366>	48.1	6.8	6.0	4.6	9.3	3.3	21.9
身体障がい<252>	56.3	5.6	5.2	2.8	8.3	2.8	19.0
知的障がい<30>	20.0	26.7	6.7	16.7	6.7	6.7	16.7
精神障がい<13>	30.8	7.7	0.0	0.0	38.5	7.7	15.4

* 網掛けは最も高率の項目

第2 日中活動の場の充実

生活のリズムをつくり、また生きがい・張り合いのある毎日を過ごすために多様な日中活動の場を確保します。

取組	内容	担当課
生活介護 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A・B）	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付によりサービスを提供する 	福祉課
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 創作活動、生産活動の場を提供する 	福祉課
共同作業所の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> 近隣町村と連携し、「うみがめ作業所（牟岐町）」、「虹作業所（海南町）」の運営支援 	福祉課

第3 生活の安定

障がいのある人やその保護者を対象に、国・県・町などで行う年金や手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免などの経済支援策を継続し、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

取組	内容	担当課
年金・各種手当	<ul style="list-style-type: none"> 障害基礎年金 特別障害者手当 特別児童扶養手当 	福祉課
生活福祉資金の貸し付け	<ul style="list-style-type: none"> 生業費や住宅資金などの必要な資金を低利で融資 	社会福祉協議会
各種利用料の減免	<ul style="list-style-type: none"> 障害者控除などの税制措置 障がいのある人や家族・団体などが公共施設を利用する場合の利用料減免 JR・航空旅客運賃の割引 等 	国 地方公共団体 その他

3 - 4 安心して住む(居住・施設サービス)

第1 地域福祉の拠点としての活用

障がいの特性をよく知る施設事業所の専門的機能が、地域で暮らす障がいのある人の暮らしに役立つよう、施設と地域との交流を進めます。

第2 生活の場の確保

真に必要な方にとっては、施設を生活の場として適切に利用できるよう、経過的措置の制度について周知しつつ、新サービス体系への移行を支援します。

取組	内容	担当課
グループホーム	• 比較的障がいの程度が軽い方の夜間の介護や居住の場を提供する	福祉課
施設入所支援	• 重度の方の夜間の介護・居住の場を提供する	福祉課

■アンケート調査の結果

- 希望する将来の暮らしについて、最も多い回答は、身体障がいのある人は「家族と一緒に暮らしたい (58.5%)」、知的障がいのある人は「障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい (51.2%)」、精神障がいのある人は「家族と一緒に暮らしたい (50.0%)」となっています。
- 全体では、前回調査の結果でも、「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。

◆希望する将来の暮らし【再掲】

(単位:%)

	家族と一緒に暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい	結婚して家庭をつくって暮らしたい	一人で暮らしたい	その他	無回答
全体<258>	47.7	4.3	14.7	3.9	11.2	3.9	14.3
身体障がい<147>	58.5	3.4	2.7	1.4	15.0	5.4	13.6
知的障がい<41>	22.0	9.8	51.2	14.6	2.4	0.0	0.0
精神障がい<12>	50.0	0.0	8.3	8.3	16.7	8.3	8.3

* 網掛けは最も高率の項目

《前回(H29)の調査結果》希望する将来の暮らし【再掲】

(単位:%)

	家族と一緒に暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい	結婚して家庭をつくって暮らしたい	一人で暮らしたい	その他	無回答
全体<366>	48.1	6.8	6.0	4.6	9.3	3.3	21.9
身体障がい<252>	56.3	5.6	5.2	2.8	8.3	2.8	19.0
知的障がい<30>	20.0	26.7	6.7	16.7	6.7	6.7	16.7
精神障がい<13>	30.8	7.7	0.0	0.0	38.5	7.7	15.4

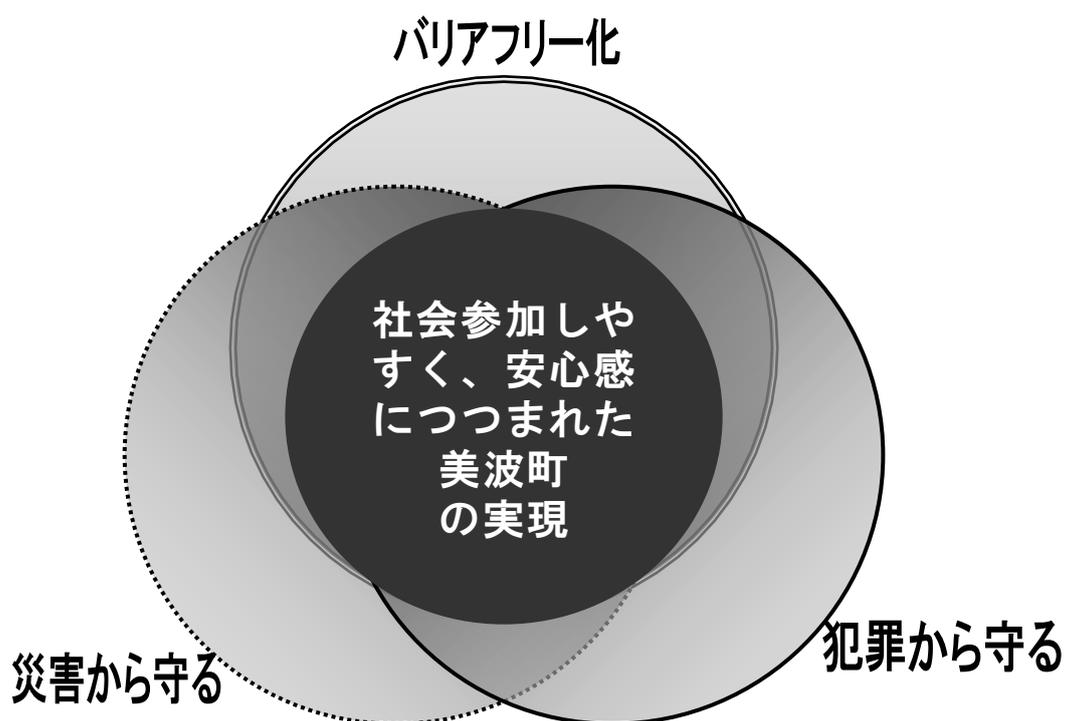
* 網掛けは最も高率の項目

第4節 暮らしやすい「環境」をつくる

■施策の方向

4-1 地域環境を整える(バリアフリー化)

4-2 安心・安全を育む(防災・防犯)



4 - 1 地域環境を整える(バリアフリー化)

第1 人にやさしいまちづくり

「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」「バリアフリー新法」に従い、公共施設をはじめ、多くの住民が利用する施設において、バリアフリー化に取り組めます。

取組	内容	担当課
既存公共施設・民間施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> • 段差の解消 • 車椅子の通行に配慮した通路の整備 • 出入り口へのスロープの設置 • 障がい者用トイレ・エレベーターの整備 	建設課
新設施設への配慮	<ul style="list-style-type: none"> • 音声誘導装置の整備 • オストメイトトイレの設置 • 磁器誘導無線装置の整備 • 車椅子の貸し出しサービス 等 	建設課 福祉課
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 徳島県ひとにやさしいまちづくり条例/ハートビル法の普及啓発 	建設課

第2 住環境の整備

地域生活の基本となる住宅を住みやすくすることで、障がいのある人の安定した生活を支援します。

取組	内容	担当課
公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 段差解消・手すりの設置等のバリアフリー化 • 優先入所枠の拡大 	福祉課
個人住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 日常生活用具等給付事業(居宅生活動作補助用具) • 介護保険制度の住宅改修 • 重度身体障害者住宅改造成成制度 • 生活福祉資金貸付制度 等 • 各制度の内容の周知 	福祉課

第3 道路環境の整備・移動手段の確保

障がいのある人にとって社会参加するための外出に制約を受けないよう、快適な道路環境の整備を進めます。

取組	内容	担当課
歩道の整備	<ul style="list-style-type: none">• 歩道の確保• 歩道の段差解消• 視覚障がい者用誘導ブロックの整備• 公共施設等への案内表示の整備• 放置自転車・駐車車両・看板・自動販売機の撤去	建設課
道路の整備	<ul style="list-style-type: none">• 車道の段差解消	建設課
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none">• 車椅子対応のコミュニティバス・デマンドバスの整備検討	総務課
	<ul style="list-style-type: none">• 移動支援事業	福祉課

4 - 2 安心・安全を育む(防災・防犯)

第1 地域防災対策の充実

いざというときも安心してしていることができるよう、民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会を中心とする活動との連携を図りながら、障がいのある人や難病患者、高齢者など「要援護者」を守る体制の充実に取組みます。

取組	内容	担当課
緊急時の避難対策	<ul style="list-style-type: none"> • 避難行動要支援者名簿の作成 • 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の作成 • 町内会による対象者の把握 • 民生児童委員による訪問 • 見守りネットワーク活動 • 緊急通報システムの整備 • 防災マニュアルの周知徹底・活用促進 	福祉課
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急避難場所の確認 • 避難通路の確保 • 避難方法の周知 	消防防災課 海部消防 町消防団
地域防災計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 地域防災計画の見直し • 自主防災組織の早期結成 • 災害ボランティアの育成 	消防防災課
災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策	<ul style="list-style-type: none"> • 災害危険箇所内に立地し、障がいのある人が利用する要配慮者利用施設について、伝達手段等を整備 	消防防災課 福祉課
福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者等の要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備 	消防防災課 福祉課

■アンケート調査の結果

- 災害時の避難について、一人で避難「できる」人は身体障がいのある人が 42.9%、知的障がいのある人が 19.5%、精神障がいのある人では 75.0%という状況で、前回の調査結果と比較して、身体障がいのある人は横ばい、知的障がいのある人では減少、精神障がいを持つ人では上昇しています。
- 避難を助けてくれる人が「いる」割合は、身体障がいのある人が 44.2%、知的障がいのある人が 80.5%、精神障がいのある人では 50.0%という状況で、前回の調査結果と比較して、身体障がいのある人は横ばい、知的障がいのある人と精神障がいを持つ人では上昇しています。
- 避難所などでの具体的な困りごとについては、前回の調査結果と同様に、障がいの種類に関係なく「トイレのこと」、「薬や医療のこと」に回答が集まっています。

◆一人での避難

(単位:%)

	できる	できない	無回答
全体<258>	36.4	56.2	7.4
身体障がい<147>	42.9	52.4	4.8
知的障がい<41>	19.5	75.6	4.9
精神障がい<12>	75.0	25.0	0.0

* 網掛けは最も高率の項目

《前回(H29)の調査結果》一人での避難

(単位:%)

	できる	できない	無回答
全体<366>	39.3	54.1	6.6
身体障がい<252>	40.5	57.5	2.0
知的障がい<30>	50.0	43.3	6.7
精神障がい<13>	53.8	30.8	15.4

* 網掛けは最も高率の項目

◆避難を助けてくれる人

(単位:%)

	いる	いない	無回答
全体<258>	51.6	37.2	11.2
身体障がい<147>	44.2	45.6	10.2
知的障がい<41>	80.5	17.1	2.4
精神障がい<12>	50.0	41.7	8.3

* 網掛けは最も高率の項目

《前回(H29)の調査結果》 避難を助けてくれる人

(単位:%)

	いる	いない	無回答
全体<366>	46.2	43.7	10.1
身体障がい<252>	46.8	46.8	6.3
知的障がい<30>	63.3	33.3	3.3
精神障がい<13>	30.8	46.2	23.1

* 網掛けは最も高率の項目

◆避難所などで困ると思われること

(単位:%)

	トイレのこと	プライバシー保護のこと	コミュニケーションのこと	介助や介護をしてくれる人のこと	薬や医療のこと	補装具や日常生活用具のこと	その他	わからない	特にない	無回答
全体<258>	62.0	40.7	17.1	31.0	60.5	18.6	5.0	7.8	3.1	10.5
身体障がい<147>	57.8	33.3	12.2	22.4	57.1	22.4	7.5	8.2	4.8	10.2
知的障がい<41>	92.7	78.0	36.6	65.9	78.0	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0
精神障がい<12>	41.7	41.7	41.7	16.7	58.3	16.7	8.3	16.7	0.0	0.0

* 網掛けは最も高率の項目

《前回(H29)の調査結果》 避難所などで困ると思われること

(単位:%)

	トイレのこと	プライバシー保護のこと	コミュニケーションのこと	介助や介護をしてくれる人のこと	薬や医療のこと	補装具や日常生活用具のこと	その他	わからない	特にない	無回答
全体<366>	64.8	32.0	17.2	32.5	57.4	23.0	3.0	5.7	3.0	9.3
身体障がい<252>	69.0	32.5	15.9	33.7	61.9	25.8	3.2	3.2	3.2	6.0
知的障がい<30>	63.3	33.3	36.7	30.0	56.7	13.3	0.0	16.7	6.7	3.3
精神障がい<13>	61.5	53.8	30.8	0.0	46.2	0.0	23.1	23.1	0.0	7.7

* 網掛けは最も高率の項目

第2 防犯対策

交通安全、人権問題、悪質商法等に関する定期的な情報提供や講座の開催などを通じて、障がいのある人や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組めます。

取組	内容	担当課
防犯対策	<ul style="list-style-type: none">交通安全教室の開催人権問題に関する普及啓発悪質商法に関する情報提供	消防防災課 住民生活課 総務課

第3章 障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画の基本方向

本計画の基本的な考え方を踏まえた障がい福祉計画の基本方向を次のように設定します。

《自己決定と自己選択の尊重》

- どのような障がいを持っていても、自らが住む場所を選択し、必要なサービスを活用しながら、自立して暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

《地域生活を支える基盤の整備》

- どこに暮らしても障がいの特性にあった必要なサービスが受けられるよう、ホームヘルプサービスなど在宅生活を支えるサービスの基盤整備を進めます。
- 障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現のために、グループホームなどの「住まい」を基本とする基盤整備を進めます。
- 障がいの種類や程度に関わらず地域で安心して暮らせるように、相談支援体制の充実を図ります。

《地域全体で支えあう仕組みづくりの推進》

- 一人ひとりに必要な支援を適切に提供することで、生まれ育った地域で、安心して生きがいのある暮らしを営めるよう、身近なサービス拠点づくりとともに、近隣、地域社会、ボランティアなどの「地域の力」を最大限に活用して、支えあう仕組みづくりを進めます。

《就労支援の強化》

- 地域で自立した生活を送るため、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業を中心にした就労支援を強化します。
- 福祉関係の機関と労働関係の機関の連携を強化することで、障がいのある人の雇用の促進を図ります。

《地域共生社会の実現に向けた取組》

- 住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築を図ります。

第2節 重点項目の目標

障がい福祉計画の基本方向、国の基本方針を踏まえ、重点項目の目標を次のように設定します。

第1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、国は、「施設入所者数を令和元年度末から1.6%以上削減すること」と、「令和元年度末に入所している障害者の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

これを踏まえ、令和元年度末現在、本町の援護者として福祉施設に入所している計15人を基準に、令和5年度末までに累計で2人(14.2%)の人が地域生活へ移行することを見込むとともに、令和5年度末の施設入所者数は13人を設定します。

施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

令和元年度末	入所者数(A)	15人
令和5年度末	入所者数(B)	13人
	地域生活移行者数(累計)	2人 (A)の14.2%
	削減数(A)-(B)	2人 (A)の14.2%

第2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」、「精神病床における1年以上長期入院患者数」、「精神病床における早期退院率」については、県の設定する目標値とします。

第3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

県と協議しながら、地域生活支援拠点等の整備を考えていくとともに、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討を目標とします。

第4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、国では「年間一般就労移行者数が令和元年度の1.27倍以上になること(就労移行支援:1.30倍以上、就労継続支援A型:概ね1.26倍以上、就労継続支援B型:概ね1.23倍以上)」を目標としており、本町では、2人と設定します。

また、国では、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること」を目標としており、本町では、7割以上と設定します。

さらに、国では、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること」を目標として設定しており、本町では、1事業所と設定します。

福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	2人
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する割合	7割以上
就労定着率が8割以上の事業所	1事業所

第5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、国は、令和5年度までに「基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保（各圏域、各市町村）」を目標に掲げています。

県と協議しながら、相談支援体制の充実・強化を考えていきます。

第6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目標とします。

第3節 障がい福祉サービスの見込量

3-1 サービスごとの見込量

第1 訪問系サービス

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点から利用ニーズに応じたサービス量の確保が重要となるため、サービス提供事業者との連携を図り、必要な体制の確保に努めます。利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい者が困ることのないように受け入れを柔軟にしていきます。

訪問系サービスの概要

居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> 入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がいのある人、及び知的障がい者や精神障がい者で著しい行動障がいを有する人に、入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人に、行動する際に生じ得る危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

◆訪問系サービスの見込量

	計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	利用量 (月/時間)	296	353	300	315	330	345
	実利用者数 (人)	24	22	24	25	26	27

※令和2年度については見込み 以下同じ

第2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中活動の場、社会参加の場、地域生活や就労に向けた訓練の場となるとともに、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することが可能であるなど、多様な利用ニーズへの対応が必要となります。

サービス提供基盤については、近隣自治体との連携も図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい者が困ることのないように受け入れを柔軟にしていきます。

1 生活介護

常に介護を必要とする人に、主として日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産的活動の機会の提供などを行います。

◆生活介護の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用量 (月/人日分)	380	378	380	400	420	440
実利用者数 (人)	19	18	19	20	21	22

2 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を一定期間行います。

◆自立訓練（機能訓練）の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用量 (月/人日分)	11	0	11	11	11	11
実利用者数 (人)	1	0	1	1	1	1

3 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を一定期間行います。

◆自立訓練（生活訓練）の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用量 (月/人日分)	67	53	66	66	44	44
実利用者数 (人)	3	3	3	3	2	2

4 就労移行支援

一般就労を希望する障がいのある人に対し、支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図るなどの支援を一定期間行います。

◆就労移行支援の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度						
利用量 (月/人日分)	90	87	90	90	90	110
実利用者数 (人)	7	7	7	7	7	8

5 就労継続支援 (A型)

一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

◆就労継続支援 (A型) の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度						
利用量 (月/人日分)	9	37	40	40	40	60
実利用者数 (人)	2	2	2	2	2	3

6 就労継続支援 (B型)

一般企業での雇用が困難な人、一定の年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るなどの支援を行います。

◆就労継続支援 (B型) の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度						
利用量 (月/人日分)	219	223	230	240	250	260
実利用者数 (人)	11	11	12	13	14	15

7 就労定着支援

一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、企業・自宅等への訪問等により、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などを行うことで、企業への就労の定着につなげる支援を行います。

◆就労定着支援の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数 (人)	0	3	3	3	3	3

8 療養介護

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援護を行います。

◆療養介護の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数 (人)	3	4	3	3	3	3

9 短期入所

居宅において介護者が病気などで介護できない場合に、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆短期入所の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用量 (月/人日分)	5	28	30	30	30	30
実利用者数 (人)	5	6	6	6	6	6

第3 居住系サービス

障がいのある人の地域生活への移行を進めるために、国による共同生活援助（グループホーム）等新設のための整備補助制度活用のための情報提供等に努め、新設を促進するとともに、近隣市町との連携による圏域でのサービス提供体制の確保を図ります。利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい者が困ることのないように受け入れを柔軟にしていきます。

1 共同生活援助（グループホーム）

日中の就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がいのある人に対し、地域生活を営む住居の確保やその住居において、相談その他日常生活上の援護を行います。

◆共同生活援助の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数（人）	6	6	6	6	7	8

2 施設入所支援

夜間において、介護が必要な人や自立訓練または就労移行支援を利用しつつも通所が困難な人に対し、居住の場を提供するとともに、安心した日常生活が営めるよう支援を行います。

◆施設入所支援の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数（人）	16	15	15	15	14	13

3 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで、随時相談を受け、必要な情報の提供等の援助を行います。

◆自立生活援助の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

第4 相談支援

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの利用に際し、ケアプランを作成する「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である「地域移行支援」、地域生活をはじめた障がい者へ24時間対応で緊急的な相談を受ける「地域定着支援」がメニュー化されています。

相談支援の概要

計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス事業者への同行支援等を行います。
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

◆相談支援の見込量

	計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	実利用者数 (人)	67	70	70	70	70	70
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	1

3 - 2 計画的な基盤整備の方策

第1 訪問系サービス

障がいのある人が地域で安心して自立した暮らしを営むために、必要なサービスを受けられる仕組みを構築するとともに、障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定できることが重要です。

こうした観点を踏まえ、障がいのある人の身近なところで、質の高い訪問系サービスを利用できる体制の確保に努めます。

第2 日中活動系サービス、居住系サービス

町内のサービス提供事業者との連携を図りながら、必要な基盤整備を進めます。

また、県及び近隣市町との連携のもと、サービス利用のニーズや事業者の動向等の情報を共有し、本町及び南部圏域（小松島市、阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町）として必要な基盤の確保に努めます。

第4節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本町では、これまで実施してきた事業の実績や各サービスに対する利用ニーズ等を踏まえ、次の内容の地域生活支援事業を実施します。

第1 必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。実際の必要性等の現状を踏まえ、実施を検討していきます。

◆理解促進・啓発事業の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

2 自発的活動支援事業

障がい者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート（互いの悩みを共有する交流）、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。実際の必要性等の現状を踏まえ、実施を検討していきます。

◆自発的活動支援事業の見込量

計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

3 相談支援事業

相談支援事業の内容と実施方針

障害者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。 【利用者負担：無料】 身体障がい及び知的障がいについては、海部郡3町合同で1事業所へ委託により実施します。 精神障がいについては、海部郡3町及び那賀町で1事業所へ委託により実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する事業です。
住宅入居等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障がい者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業です。
地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 3障がいに対応した地域自立支援協議会を設置して、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。 海部郡3町による共同設置で運営します。

◆相談支援事業の見込量

	計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者相談支援事業	実施か所数(か所)	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。

◆成年後見制度利用支援事業の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施か所数 (か所)	0	0	0	0	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

◆成年後見制度法人後見支援事業の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施か所数 (か所)	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

6 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の内容と実施方針

手話通訳者・要約筆記 記者派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚、音声言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置をはじめ、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣します。 とくしまノーマライゼーション促進協会への海部郡3町合同による委託で実施します。
手話通訳者設置 事業	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚、音声言語機能障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣調整、関係機関との連絡調整を行います。 とくしまノーマライゼーション促進協会への海部郡3町合同による委託で実施します。

◆意思疎通支援事業の見込量

	計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記記者等の 派遣事業	実利用者数 (人)	2	2	3	4	5	6
手話通訳者設置 事業	実設置者数 (人)	0	0	0	0	0	0

7 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の内容と実施方針

日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の障がいのある人（児）に対して各種用具の購入費用の助成を行います。 <p>【利用者負担：1割】</p>
介護・訓練支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ● 特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人（児）の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの
自立生活支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ● 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がいのある人（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
在宅療養等支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
情報・意思疎通支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字器や人口咽頭などの、障がいのある人（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
排せつ管理支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ● ストマ用装具などの障がいのある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

◆日常生活用具給付等事業の見込量

	計画期間	実績（第5期）			計画値（第6期）		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	実利用者数（人）	0	0	0	0	1	1
自立生活支援用具	実利用者数（人）	2	1	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	実利用者数（人）	1	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	実利用者数（人）	4	3	4	4	4	4
排せつ管理支援用具	実利用者数（人）	13	13	14	15	16	17
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用者数（人）	1	0	1	1	1	1

8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための個別的な支援を行います。

◆移動支援事業の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数 (人)	3	2	3	3	3	3
利用量 (月/時間)	66	55	70	70	70	70

9 地域活動支援センター事業

通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がいのある人等の地域生活を支援します。

海部郡3町及び那賀町により共同で実施（とみた県南コミュニティケアセンター）します。

◆地域活動支援センター事業の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
実利用者数 (人)	12	7	12	12	12	12

第2 市町村選択事業

選択事業の内容と実施方針

福祉ホーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭環境や住宅事情等の理由で 家族との同居や住居の確保が困難な障がいのある人(常時の介護や医療を必要とする場合を除く)に対し、低料金で居室や設備を提供します。
生活訓練等事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
日中一時支援事業 (日中一時預り)	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等の充実や障がい者スポーツの普及を図るために、各種教室やスポーツ大会を開催します。
点字・声の広報等発行事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により、「広報みなみ」、各種事業の紹介、生活情報等を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人との交流活動の促進とともに、広報活動の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。
自動車改造費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車の改造費用の一部を助成します。

第4章 障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉計画の基本方向

本計画の基本的な考え方を踏まえた障がい児福祉計画の基本方向を次のように設定します。

《地域ぐるみの専門性の高い療育の推進》

- 保育士や教師といった保育・教育の主要な担い手に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、看護師・保健師、医師など各専門職が連携し、一人ひとりの子どもに合わせた専門性の高い療育を推進します。

《重度障がい児支援の強化》

- 重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉スペクトラム症児など、重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう各専門職が連携し、早期療育や退院促進など地域での受け入れ体制の整備を図ります。

《介助者の心身の負担の軽減(レスパイト機能の強化)》

- 障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、レスパイト機能を強化していきます。

第2節 重点項目の目標

障がい児福祉計画の基本方向、国の基本方針を踏まえ、重点項目の目標を次のように設定します。

第1 児童発達支援センターの設置

国の指針では、児童発達支援センターの設置について、令和5年度末までに、「各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、児童発達支援センターの設置を考えていきます。

第2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の指針では、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について、令和5年度末までの構築を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を考えていきます。

第3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の目標

国の指針では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所について、令和5年度末までに、「各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置を考えていきます。

第4 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児支援の協議の場及びコーディネーターの配置について、令和5年度末までに、「各都道府県、各圏域、各市町村に設置すること」を目標に掲げています。

本町においても、県と協議しながら、圏域を含めて検討し、医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置を考えていきます。

第3節 障がい児福祉サービスの見込量

訪問系サービスをはじめ、障がい児・障がい者で共通する障害者総合支援法のサービスについては、第3章の障がい福祉計画に障がい児分が含まれているものとし、障がい児福祉計画では、児童発達支援をはじめとする児童福祉法のサービスの見込みを定めます。

本町では、これまで実施してきた事業の実績や各サービスに対する利用ニーズ等を踏まえ、次の内容の障がい児福祉サービスを実施します。

1 児童発達支援事業

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行っていきます。

◆児童発達支援事業の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用量 (月/人日分)	2	11	11	11	11	11
実利用者数 (人)	2	4	4	4	4	4

2 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、授業の終了後または休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行っていきます。

◆放課後等デイサービスの見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用量 (月/人日分)	40	43	43	43	43	43
実利用者数 (人)	3	3	3	3	3	3

3 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や認定こども園等の担当職員に専門的な助言や支援を行っていきます。

◆保育所等訪問支援の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度						
利用量 (月/人日分)	0	0	0	0	0	0
実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

4 医療型児童発達支援

看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。実際の必要性等の現状を踏まえ、実施を検討していきます。

◆医療型児童発達支援の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度						
利用量 (月/人日分)	0	0	0	0	0	0
実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

5 障がい児相談支援

通所サービスを利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。また、基本相談支援（通常の相談）も行います。

◆障がい児相談支援の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度						
実利用者 (人)	3	6	6	6	6	6

6 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

◆居宅訪問型児童発達支援の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者 (人)	0	0	0	0	0	0

7 児童入所支援（福祉型・医療型）

施設に入所し、介護や、日常生活上の相談支援、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練、社会参加活動支援、コミュニケーション支援、疾病の治療、看護などを行います。

◆児童入所支援（福祉型・医療型）の見込量

計画期間	実績 (第5期)			計画値 (第6期)		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者 (人)	2	2	2	2	2	2

第5章 推進体制

第1節 連携・協力の確保

本計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内相互はもとより、国、県、関係機関並びに住民、事業者、ボランティアなどと緊密な連携・協働のもと、効果的・効率的かつ確実な取組を推進していきます。

第2節 広報・啓発活動の推進

第1 広報・啓発活動の推進

広く住民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙やホームページ等を通じて周知を行います。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日）等を通じて、住民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を推進します。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について住民の理解を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

第2 障がい及び障がい者理解の促進

障がい及び障がい者に対する住民の理解を促進するため、障がいの特性や必要な配慮等について周知を図ります。

また、障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小・中学校等の特別活動等における、障がい者に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

さらに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流により、地域社会における障がい者への理解を促進します。

第3 ボランティア活動等の推進

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、障がい者自身のボランティア活動を促進します。

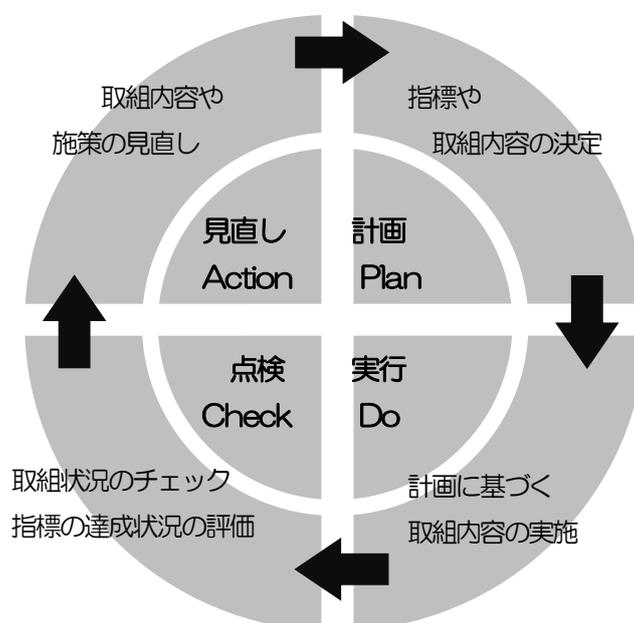
第3節 計画の評価・管理

障がい者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA[※]）の観点から、本計画の推進にあたっては、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していく推進体制が不可欠となります。

以下の図のイメージに従い、進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。

※PDCA：

Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。



資料編

障がいのある人の推移

1 身体障害者手帳所持者数

令和2年4月1日現在 424人となっており、平成27年以降では緩やかな減少傾向がみられます。

障がい部位別では、肢体不自由が全体の半数強を占め最も多く、また年齢別では、65歳以上が約8割となっています。等級別の構成比は、重度（1～2級）が約5割、中度（3～4級）が約4割、軽度（5～6級）が約1割となっています。

◆障がい部位別手帳所持者数の推移（単位：人）

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
手帳所持者	501	491	476	444	437	424
視覚	43	41	40	37	36	32
聴覚・平衡機能	60	61	61	60	59	58
音声・言語・そしゃく	5	6	6	5	4	4
肢体不自由	276	265	259	239	229	217
内部障がい	117	118	110	103	109	113

各年4月1日現在

◆等級別年齢別手帳所持者数（単位：人）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
0～17歳	0～2歳	0	0	0	0	0	0	0
	3～5歳	0	0	0	0	0	0	0
	6～12歳	1	1	0	0	0	0	2
	13～15歳	1	0	0	0	0	0	1
	16～17歳	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳	18～19歳	0	1	0	0	1	0	2
	20～29歳	3	0	0	0	0	0	3
	30～39歳	2	0	0	2	0	0	4
	40～49歳	6	5	0	0	0	2	13
	50～59歳	14	3	3	6	3	0	29
	60～64歳	3	2	0	5	1	2	13
65歳以上	65～69歳	8	10	8	11	0	3	40
	70～74歳	19	8	7	12	3	1	50
	75歳以上	90	33	43	66	3	32	267
合計		147	63	61	102	11	40	424

令和2年4月1日現在

2 療育手帳所持者数

令和2年4月1日現在88人となっており、平成27年以降ではほぼ横ばい傾向で推移しています。

年齢別では、20～59歳が全体の約7割を占めています。等級別の構成比は、A1が15%、A2が22%、B1が30%、B2が33%となっています。

◆等級別手帳所持者数の推移（単位：人）

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
手帳所持者	88	87	88	83	84	88
A1	16	16	16	14	14	13
A2	24	23	21	19	19	19
B1	29	28	27	28	28	27
B2	19	20	24	22	23	29

各年4月1日現在

◆等級別年齢別手帳所持者数（単位：人）

		A1	A2	B1	B2	計
0～17歳	0～2歳	0	0	0	0	0
	3～5歳	0	0	0	1	1
	6～12歳	1	0	0	2	3
	13～15歳	0	0	1	3	4
	16～17歳	0	0	0	3	3
18～64歳	18～19歳	1	1	0	0	2
	20～29歳	2	3	5	10	20
	30～39歳	1	2	8	3	14
	40～49歳	2	3	4	1	10
	50～59歳	3	3	2	6	14
	60～64歳	0	1	3	0	4
65歳以上	65～69歳	0	2	3	0	5
	70～74歳	2	1	1	0	4
	75歳以上	1	3	0	0	4
合計		13	19	27	29	88

令和2年4月1日現在

3 精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療受給者数

手帳所持者数は、令和2年4月1日現在61人となっており、平成27年以降では緩やかな増加傾向がみられます。

年齢別では、40～64歳が全体の約5割を占めています。等級別の構成比は、1級が11%、2級が66%、3級が23%となっています。

一方、自立支援医療受給者数は、令和2年4月1日現在68人で、手帳所持者数とほぼ同数となっています。

◆等級別手帳所持者数の推移（単位：人）

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
手帳所持者	51	52	54	57	59	61
1級	6	7	5	8	7	7
2級	33	33	34	35	40	40
3級	12	12	15	14	12	14

各年4月1日現在

◆等級別年齢別手帳所持者数（単位：人）

		1級	2級	3級	計
0～17歳	0～2歳	0	0	0	0
	3～5歳	0	0	0	0
	6～12歳	0	0	0	0
	13～15歳	0	0	0	0
	16～17歳	0	0	0	0
18～64歳	18～19歳	0	0	0	0
	20～29歳	0	0	6	6
	30～39歳	1	5	0	6
	40～49歳	3	6	0	9
	50～59歳	0	10	5	15
60～64歳	2	7	2	11	
65歳以上	65～69歳	1	4	0	5
	70～74歳	0	3	1	4
	75歳以上	0	5	0	5
合計	7	40	14	61	

令和2年4月1日現在

◆自立支援医療受給者数の推移（単位：人）

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
受給者数	75	72	79	71	64	68

各年4月1日現在

計画策定委員会

1 美波町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 障害者基本法第11条に基づく美波町障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく美波町障がい者福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく美波町障がい児福祉計画の策定に関する事項を協議するため、美波町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため次の事項を協議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 障がい者及び障がい児の現状並びにサービス実施状況の分析に関すること。
- (2) サービス提供体制の整備に関すること。
- (3) その他計画策定に際し必要なこと。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、保健・福祉・医療関係者、学識経験者等21名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画策定期間中の年度末までとする。

(役員)

第5条 委員会に正副委員長それぞれ1名を置く。

- 2 正副委員長は、町長が任命する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の開催は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(事務局)

第7条 委員会の運営上必要な事務は、福祉課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

2 美波町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 委員名簿

【敬称略・順不同】

役 職 名 等		氏 名	備考
1	美波町手をつなぐ親の会 会長	栗 田 操	委員長
2	美波町手をつなぐ親の会 副会長	松 下 京 子	
3	美波町身体障害者連合会 会長	四 宮 正 子	
4	美波町身体障害者連合会 副会長	浦 川 健	
5	美波町精神障害者家族会 ひだまり会 会長	中 飯 吉 治	副委員長
6	特別な支援を必要とする子ども達と学ぶ親の会 パレット	海 善 美 加	
7	美波町民生児童委員協議会 会長	紋 田 正 富	
8	社会福祉法人柏涛会ばんそう S&S	海 善 好 史	
9	おおぞら	南 山 良 美	
10	みまもり	石 上 明日香	
11	医療法人富田病院 理事長	阿 部 司 郎	
12	とみた県南コミュニケアセンター 総括管理者	島 田 由 起 代	
13	とみた県南コミュニケアセンター 精神保健福祉士	美 馬 ゆ かり	
14	美波町社会福祉協議会 事務主任	井 上 久 代	
15	国民健康保険美波病院 院長	本 田 壮 一	
16	国民健康保険日和佐診療所 所長	川 井 尚 臣	
17	徳島県立阿南支援学校 校長	中 内 貴 文	
18	南部総合県民局 主事 (防災・社会福祉担当)	佐 藤 克 紀	
19	南部総合県民局 主事 (健康増進担当)	爲 本 裕 香	
20	美波町教育委員会 学校教育課長	坂 本 理	
21	美波町健康増進課 保健師	榊 一 美	
	美波町福祉課長 (事務局)	大 三 千 晴	
	美波町福祉課 事務主任 (事務局)	藤 中 昭 彦	
	美波町福祉課 書記 (事務局)	譽 田 勇 斗	

美波町第3次障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行者 美波町

編集 美波町 福祉課

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1

電話 0884-77-3614

美波町

